

J A 営農ローン（基金協会保証型）

平成29年4月3日現在

お使いみち	◎正組合員の営農に必要な資金とします。
ご利用いただける方	◎個人の J A 正組合員の方。 ◎借入時の満年齢が 20 歳以上の方。 ◎農産物を販売しており、安定した収入がある方。 ◎地区内居住 1 年以上もしくは自己住宅（家族名義を含む）を所有している方。 ◎ J A との間で組合員勘定貸越（購買貸越）取引および営農ローン取引を行っていない方。 ◎保証機関（和歌山県農業信用基金協会）の保証が得られる方。 ◎その他 J A が定める条件を満たしている方。
ご融資極度額	◎100 万円以上 300 万円以下（50 万円単位）
ご契約期間	◎ご契約日から 1 年（1 年後の応答日の前日まで）とします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、ご契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。
ご返済方法	◎指定普通貯金口座にご入金された農産物販売代金その他の資金は、貸越金残高に達するまで自動的にご返済に充当させていただきます。
ご融資利率	◎ J A 所定の利率とします。詳細は J A 融資窓口までお問合せください。
担保	◎原則として不要です。
保証	◎和歌山県農業信用基金協会の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	◎利息決算日にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年 0.67% です。
融資事務手数料	◎ J A により取扱いが異なりますので、J A 融資窓口までお問合せください。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	◎苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、J A 支店（所）または J A 本店（所）に設置の J A バンク相談・苦情等受付窓口にお申し出ください。J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 各組合の J A バンク相談・苦情等受付窓口はこちらをクリックください。 また、和歌山県農業協同組合中央会が設置・運営する和歌山県 J A バンク相談所（電話：073-426-0330）でも、苦情等を受け付けております。 ◎紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、和歌山弁護士会紛争解決センターまたは民間総合調停センター（大阪府）を利用できます。 J A バンク相談所を通じてのご利用となりますので、J A の J A バンク相談・苦情等受付窓口または和歌山県 J A バンク相談所にお申し出ください。
その他	◎お申込みに際しては、事前に審査させていただき、結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。 ◎現在のご融資利率やご返済額の試算は、J A 融資窓口までお問合せください。